平成２５年（フ）第２０４号
千葉県流山市駒木560番地の61
債務者　岩間　真実（旧姓松本・千葉）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小見山　大
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３号
千葉県東金市下谷82番地７
債務者　窪田　孝謙
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４８号
千葉県柏市松葉町２丁目14番地４　根本アパート201号
債務者　竹井　昇司
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　悠
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６６３号
東京都町田市金井町2941番地57
債務者　摘田　裕二
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　純代
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８０号
千葉県東金市日吉台６丁目20―３
債務者　三宅　孝雄
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５号
東京都足立区千住仲町18―６　メゾン白和310、住民票上の住所千葉県柏市柏1277番地の53
債務者　森重　善隆
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３７号
千葉県柏市宿連寺448番地27
債務者　成島　康之
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４８号
広島市西区草津新町１―８―４ガーデンスクウェア205号室、住民票上の住所広島市佐伯区海老園３丁目23番６号
債務者　錦織　礼二
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1820番地22
債務者　寺坂　義人
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1820番地22
債務者　寺坂　榛史
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
香川県観音寺市茂木町３丁目４番20号
債務者　香川眞智子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１２４号
仙台市泉区東黒松11番５号、住民票上の住所宮城県石巻市南浜町３丁目１番28号
債務者　北角　榮一
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目４番地の５、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番11号
債務者　原田　勉
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　德山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５７号
広島市西区井口台１丁目13番36―506号
債務者　清岡　雅代
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城　昌志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
愛媛県松山市道後湯之町４―12　ロイヤル道後1002号、住民票上の住所愛媛県松山市小栗１丁目５番９号
債務者　池田　千尋
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松山地方裁判所民事部